

PowerCMS X ソフトウェア利用許諾書

サーバーインストール版

5 サーバー・無制限ユーザー

本ソフトウェア（PowerCMS X）は、アルファサード株式会社（以下「アルファサード」という）が著作権等の知的財産権その他一切の権利を保有しています。この利用許諾契約は、本ソフトウェアに関してその利用者（以下「お客様」という）とアルファサードとの間で締結される契約です。アルファサードは、本ソフトウェアをサーバーにインストールしたことをもって、お客様が本契約のすべての条項を承諾したものとみなします。

1. 利用許諾

お客様は次の範囲内で本ソフトウェアをご利用いただくことができます。本ソフトウェアをサーバー(*1)にインストールして、ライセンスによって定められたユーザー数で利用(*2) すること。

*1 本ソフトウェアがインストールされた 5 台以下のコンピューター、または本ソフトウェアがインストールされた 1 台のコンピューター及びデータベース・サーバー用に使用する 1 台のコンピューターから成る 1 つのコンピューター群×5 セット以下のコンピューター群を意味します。これらのコンピューター群は単一の用途、公開サーバー、冗長化、開発環境、ホット/コールドスタンバイのいずれかとして利用しなければならず、異なる用途に利用することはできません。

*2「ユーザー」とは、とは、本ソフトウェアの「ユーザーの追加 / 編集」機能をもって本ソフトウェアにより生み出される独自のログイン名を持つ個人を意味します。また、グループ会社、関連会社等を含む別法人への CMS / ブログやその他のサービスの提供やホスティング 事業での利用、業務委託契約による CMS の利用代行を除く複数社での共同利用はできません。

2. サポート

お客様は製品のサポート有効期限内であればアルファサードよりサポートを受けることができます。サポートの対象範囲、サポートの利用方法およびその他の細則についてはウェブサイトに記載するも

のとします。なお、本ソフトウェアをその顧客（以下「エンドユーザー」という）に使用させる目的で、エンドユーザーにかわって契約および支払続きを行う法人または個人は、エンドユーザーに対する一次サポートをその責任において行うものとします。アルファサードはエンドユーザーに対する直接のサポートは行いません。

3. アップグレード

お客様はメンテナンス期間中、本ソフトウェアの最新版を利用する権利を有します (*1)。メンテナンス期間はメンテナンス期間満了日の 30 日前までにアルファサードが別途定める書面にて、お客様が継続停止手続きを行わない限り、さらに 1 年間自動的に延長され、アルファサードより請求する費用をお支払いいただく必要があります。

*1 メンテナンス期限を過ぎた場合でも、セキュリティ・アップデート版が提供された場合は利用を許可されます。

4. 禁止事項

お客様は次の各号に定める利用をすることはできません。

- (1) 本ソフトウェアを第三者に配布すること。
- (2) WWW、FTP、LAN 等により、本ソフトウェアを特定、不特定に関わらず第三者にネットワーク配信もしくは記録媒体複製により頒布・販売すること。
- (3) 本ソフトウェアを改変修正その他変更する等本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。

5. 不保証および免責

(1) アルファサードは、明示または黙示を問わず、本ソフトウェアの完全性、正確性、有用性、特定目的への適合性、第三者の権利非侵害、及びその他一切の保証を第 6 条にて記載しているものを除いては行いません。

(2) お客様による本ソフトウェアのインストール、利用、利用不能および第三者への配布等から生じる一切の損害（使用機器およびプログラム設定の破損、逸失利益、事業の中断、情報の喪失またはその他の金銭的損失を含み、またこれらに限定されない損害）に関して、アルファサードは一切の責任を負わないものとします。上記の制限および排除は、お客様の所在地の法律上認められる限度で適用されるものとします。本契約に起因または関連してアルファサード、その関連会社およびサプライヤが負う責任の総額は、本ソフトウェアについてお客様が支払った金額を上限とします。

6. アルファサードによる保証

(1) アルファサードは本ソフトウェアに含まれるオープンソース部分をのぞき、情報についての管理者の意図若しくは許可なくコンピューター、コンピューター・システムまたはコンピューターネットワーク内

の情報を変更し、損失し、破壊し、記録しまたは送信するように意図的に設計された命令を本ソフトウェアに含めていないことを保証します。

(2) アルファサードは本ソフトウェアに含まれるオープンソース部分をのぞき、本ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害するものではないことを保証します。

(3) 本契約の有効期間中、本ソフトウェアにオープンソース部分をのぞいて本項の保証に反するものが含まれていることが判明した場合には、アルファサードは唯一の法的救済として、アルファサードの費用において本ソフトウェアの主要な機能を損なうことなく本項に定める保証に合致するように本ソフトウェアを改変または交換する、あるいはお客様がソフトウェアを本契約に従って使用し続けられように権利を取得する等の合理的な営業上の努力を払います。

7. その他

(1) 本契約は、日本国法に準拠するものとします。

(2) 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

改定日 2024 年 10 月 1 日